

2016年度保育料のあり方検討部会（第5回） 議事要旨

日 時：2016年10月13日（木）18：00～20：00

会 場：市庁舎 会議室2-1

議事次第：

- 1 開会
- 2 議題  
保育料のあり方について
- 3 閉会

配布資料：

- 資料1 保育料あり方検討会席次
- 資料2 保育料あり方検討報告書（案）
- 資料3 保育料あり方検討部会 委員意見集約
- 資料4 認可保育所と認証保育所の制度比較
- 資料5 0歳児を区分した場合の保育料負担
- 資料6 1号と2号の保育料の「逆転現象」について
- 資料7 保育料の改定（案）による認証保育所保育料との比較
- 資料8 可処分所得に占める保育料の割合（月額）

出席者：

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会	出
土橋 一智	町田市法人立保育園協会	出
豊川 達記	町田市医師会	出
熊坂 有美	町田市民生委員児童委員協議会	出
石井 由利子	市民	出
清水 亜希子	市民	出
横山 美知子	小田急ムック鶴川園	出
小林 園子	こばやし会計事務所	出

司会： ただいまから第5回保育料のあり方検討部会を始めさせていただきます。今日は部会最後となっておりますので、11月2日の全体での委員会に向けて意見をまとめさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。本日は傍聴の方が1名おります。特に問題がなければ入室していただいて会議を進めさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔事務局より新規職員の紹介、事務局より配付資料の確認〕

吉永部会長： 短い間に5回の会議をやってきました。良い結論が得られるように議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔事務局より資料2について説明〕

吉永部会長： 昨日まで、この前のバージョンについて様々な指摘・質問があったものを、資料3でまとめています。32番まであるうち、14番以降は本日届いたということで対応が間に合っていません。14番以降はどのようにしたらいいでしょうか。

保育・幼稚園課長： 適切な、記載・コメントを入れた方がいいというようなもので、修正した方がいいというものは修正していきます。

吉永部会長： 14番以降は簡易な文言修正はできますが、議論する時間がなかったということで、次回以降になる可能性があります。

〔事務局より資料3、4、5、6、7、8について説明〕

吉永部会長： 本日の部会でやらなくてはならないことは、報告書案の第2章の課題に対し、第3章ではこれまで議論してきたことが提言として整理されているかを確認することです。提言の2は賛否両論ある内容なので、それ以外から先に意見をもらいたいと思います。

土橋委員： 提言4について、第4回で議論を踏まえると、プラスの補助金を出すということは記載しにくいということかと思いましたが、この提言だけを読むと、認可保育所だけを増額することが望ましいと読めます。ここには、認証保育所を選んで入る方もいますし、認証保育所に入ることができるようにするということがありますので、「認可保育所の増額、あわせて認証保育所の補助の拡大を検討することが望ましい」という表現にはできないでしょうか。

子ども総務課長： この表現は苦肉の表現ですが、「利用者の不公平感が広がらないように利用者間の負担の差を縮小するための具体的対策が望まれます」と言葉にしていますが、もっと具体的な表現にした方がいいということでしょうか。

土橋委員： 検討部会では保育料の増額が望ましいと議論してきたわけではありません。もう少し踏み込んだ、プラスアルファで東京都から出るかもしれないという話がありましたが、認証保育所に通っている人に対してもきちんと手当すべきと書いた方がいいと思います。

これが、提言の下に附則として書かれているよりは、ちゃんと提言の四角の中に書かれている方が、このあり方検討会で議論された内容が伝わるのかと思います。

吉永部会長： 保育料増額時等を目途にと書いていますので時期についての記載で、その時にこの格差解消を図ると書いてあり、増額により解決を図るとは読めないと思います。

土橋委員： 増額ありきの表現に取られてもいけないと思います。

保育・幼稚園課長： 提言3の最後にあるのと同じような書き方ではよろしいでしょうか。補助金というような具体的な手法については言及しにくい内容です。提言3については1号と2号ですが、いろいろな方策があると書いていますが、提言4でも同じような書き方がいいのかと思います。

子ども総務課長： 「様々な方策によっても解消に努めることが望まれます」という表現がいいのではないのでしょうか。

土橋委員： 経緯・経過を知らない方でも、提言を受け取ってきちんとわかるような書き方がいいと思います。

土橋委員： 民間保育所の保育料を上げるということだけで解決するというのは、認可保育所、認証保育所について、町田市は社会福祉についてあまり深く考えていないと考えられるのは悔しいと思います。こういう表現にしたほうが初めて見た方にも伝わると思います。

齋藤委員： 私の案としては、今のように2行を追加するのではなく、提言から「認可保育所の保育料増額時を目途に」というのを単純に削除してしまうほうがシンプルかと思いますが、いかがでしょうか。

清水委員： 賛成です。四角の中の「認可保育所の保育料増額時を目途に」を削除した方がいいと思います。保育料の増額によって解消するというように読めてしまいます。

保育・幼稚園課長： 提言3の表現については、提言1の最後と同じではいかがでしょうか。

齋藤委員： そのようにしてもいいと思います。

吉永部会長： 提言4は最後を、「・・・解消については、保育料の見直しに限らず様々な方法で解消に努めることが望ましい。」と修正します。

齋藤委員： 提言1について、意見集約の30番については提言には入れられないのでしょうか。どこか総括で議論がされたということは入れることは可能でしょうか。

保育・幼稚園課長： 議事録の中に記載するということではいかがでしょうか。意見が色々あったということになります。一つ一つ入れるとなるとボリュームが出てくるので入れられないと思います。提言には、検討部会の中での総意というか、結論というのがベースにならざるを得ないかと思います。

齋藤委員： 子育て会議の最初にも言ったと思いますが、最初の時の話では、こういう議論もできるということだったので持ち出していたのですが、提言にはゼロということでしょうか。表現はともかくとして、どこかに盛り込んでいただきたいと思います。

子ども総務課長： 提言の中には難しいと思いますが、「おわりに」とう形で入れられると思います。

齋藤委員： 1つは、国・都の動きがある中でこれが固定するのではなく、コスト積み上げ式ではなく新法の公定価格考え方でということでは課題が残るというのをどこかに残していただきたいと強い思いがあります。

コスト積み上げは、保育経費から逆算して保育料の算定の仕方ですが、これは、旧法では有効だったかもしれませんが、新法の公定価格という考え方からかけ離れていると思っています。それについてこれまで議論させていただいたことが提言への盛り込みがないというのは何かできないのかなと思います。

小林委員： 公定価格は、国の検討委員会が出ていました。

齋藤委員： 経費がどのくらいかかるから受益者負担で何パーセントという計算方式と、国で決められた給付額と各市町村の負担割合とは違う議論だと思います。

小林委員： 内閣府の議事録からみると、公定価格の基本額としては、内閣総理大臣が定める基準により定めるという漠然とした表現となっています。

齋藤委員： 公定価格は、保育に係るコストを国の方で計算していて、それに対して給付の金額を確定して出しています。

保育経費という形で市では検討し、ここが高い安いと話が出ていますが、こちらで積み上げるのではなく、内閣で内容と金額が決められているので、それを逆算して利用者に負担を持たせるかという話には結びつきません。

保育・幼稚園課長： 公定価格になる前は運営費を算定している額がありました。計算式の仕組みや負担の基準があって、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1という負担割合は、旧法の運営費と新法の公定価格では全く変わっていないことと思っています。

齋藤委員： 土台の認識が違っていて、新法において利用者負担金に変わったときに、保育者の負担割合には大幅な変更があることと、公定価格においても、不足分を税金で充当する必要があるので消費税をアップしています。負担割合が市にかぶってきているという中で、市と利用者で分けてお金を出しましょうと言っているのだと思います。

保育・幼稚園課長： 公定価格がまずあって、それについて公費の分があり、市の分があります。国徴収の基準額が設定されていて、最大で10万円の負担金が設定されています。あとは、市町村単位で保育料を設定するということになっています。

齋藤委員： その部分で発想としては、経費から逆算して定めるというものではないです。0歳の経費が高いから上げるという議論を前回したと思いますが、公定価格の根本的な考え方ということではちょっと違和感があります。そこについては言及が欲しいと思います。議事録だけではなく、何とか載せる方法はないものかとお伺いしたいです。

保育・幼稚園課長： 10万円の範囲内でどのレベルにするかは、市役所だけではなく議会も含めて市として決めるということで、その水準を決めるに当たっては、保育経費を参考にする考え方もあるのかなと思っています。10万円の上限というのは設定しておりませんし、今回もそういう結論にはなりません。どのレベルかというのはこういった考え方でいいのかなと思っています。

石井委員： 公定価格とは、国基準と町田市基準の考え方の国基準のことでしょうか。

齋藤委員： 利用者負担金ではありません。施設を運営するための経費です。ここでいうところの保育コスト、保育経費が国に決められた金額で決められています。

吉永部会長： 読み上げますが、「公定価格とは、教育保育、地域型保育に通常要する費用を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」となります。

齋藤委員： 保育費用は固定されています。積み上げの逆算で議論しても議論が回ってしまいます。国が基準を上げるほど自治体では利用者負担を高くするという論理になっ

ていきます。この考え方でと、早晚破たんしてします。別の考え方で保育料を算定する必要があるという課題はどこかに載せられないかと提案させていただいています。

吉永部会長： 町田市の保育料は経費積み上げなのでしょう。

保育・幼稚園課長： そういう呼び方はしていませんが、国の基準の下、自治体の判断で上乗せというのがあります。町田市は国基準だけで払っているのではなく、市の判断で保育の質の向上のため、上乗せした金額としています。

吉永部会長： 旧法と新法では変わっているのでしょうか。

保育・幼稚園課長： 考え方は変わっていません。

齋藤委員： 公定価格そのものがないので、全く違うものです。

保育・幼稚園課長： 運営費の項目が変わっていたり、そもそもの、制度の考え方は変わっていますが、金額の計算方法はほぼ同じになっています。

齋藤委員： 考え方が全く違います。

吉永部会長： 初めて読んだ人にわかるように、30番は何を書いたらいいのでしょうか。

齋藤委員： 国や都は軽減策を図った時に、保育コストを計算するのではなく、ダイレクトに軽減策に使うしてほしいことを、表現を変えてでも入れてほしいと思います。新法の公定価格の考え方を盛り込んだ設定の仕方については議論が残るのかと思います。

土橋委員： 公定価格が変わって、都内の運営コストとして入ってくる公定価格は他の自治体も変わりません。他の市町村も同じ状況でコストが変わらない中で苦慮している中、町田市だけが財政が厳しいから利用者負担を上げるとか、国や都から改善策がきても、採用するかしないかは町田市次第というので、自治体間での格差が生まれつつあります。町田市が子育て支援策が都や国から新しい制度があった時にコスト上がったら利用者負担を上げるというのではないと思います。町田市としても国や都から新たな施策が出たときに、これを活用して市民に還元していくという姿勢を盛り込んで提言の中で表現していくことが必要だと思います。そうでなければ、保育料のあり方も制度・政策の出方で変わってしまいます。上がったから上げ、下がった時に下げないということになると自治体格差が生じてしまいます。

保育・幼稚園課長： 国、都の制度の活用は予算が伴うので、この場では絶対にやるとかは書きにくいですが、提言として様々な方法でやり、環境が変わったらしっかり対応してほしいということは盛り込んでいけると思います。

吉永部会長： 今の土橋委員の発言がわかりやすいので、入れていったらいいと思います。

土橋委員： 意見の 9 番、10 番はなぜ非公開なのかなど聞きたいところもあるが、他の行政を引用したときに、町田市の置かれている状況がわかるようにしないといけないと思います。

近隣市町村と比較していますが、東京都の中での町田市の位置を考えるべきで、横浜、相模原ではなく、他の都内の市町村との比較が必要だと思います。国から都に新たな制度が出たとしても市民に還元しない市が出てきています。町田市は制度・政策を汲み取って予算が取れるのか検討して、提言の内か外になったとしても、取り組んでいくという決意を出さないといけないと思います。

吉永部会長： 9、10 は高いということでしょうか。

土橋委員： 高いということです。

子ども総務課長： 市が負担する部分は税金で負担しています。受益者ということで利用者からも保育料をいただいていますし、新制度で国や都からも補助金が増えた中で、市の負担も増えています。税金を市民の方々にいただいている中で、保育に関する費用をどのように考えたらいいですかということで議論をしています。

アンケート結果も踏まえて、皆様の意見を踏まえた中でこういうまとめ方でいかがでしょうかということを出しています。

冒頭の土橋委員の発言は、4 回の議論がご破算になってしまいますので、提言の中ではなく、まとめのところで国からも新しい策が出ていますので、税金を使うのが妥当というのは取り入れられる部分と取り入れられない部分がありますが、姿勢的には取り入れたいと思います。ただし、市全体の中ではうまくいくかどうかというのはあると思います。新法の公定価格については、これから議論が必要なので、文章表現は難しいと思いますが、できるところは文章表現を考えていきたいと思います。

土橋委員： 町田市の姿勢が見えればいいのではと思います。それを文章に盛り込んでいくべきだと思います。医療とか介護のように保険制度がない中で、受益者負担という言葉は使わなくなってきました。新法では使っていないのでそこが一番大きな違いかもしれません。町田市の姿勢を提言の中で示していきたいと思います。

齋藤委員： 提言 1、2 の関わりの中で、意見の 22 番で書いていましたが、補助金が増えても保育の費用も増えたので賄い切れていないということありますので、文章の中に金額を入れたらいいのではないかと思います。市の決算の行政評価シートでみると、新法になって補助金が 5 億 8 千万円増加しています。支出については、2 億 4 千万円

ほどの持ち出しが増えていきます。この部分について金額を書いた記述した方が、8 ページか提言の中に入れて方がいいと思います。

全体の経費の話ではなく、行政費用と国庫費用の差を入れたらいいと思います。

保育幼稚園課長： 我々の中では8ページの表の下で、一般財源が市が負担する部分で、7億から8億増えています。行政評価シートは保育園だけの数字になっていますので他のこども園などが入っていない金額となっています。

齋藤委員： ここで、差し引きいくら増えたと記載した方がわかりやすいと思います。

小林委員： 保育経費と利用者負担がリンクしないという議論がありましたが、ここだけを見ると、保育経費が増えたから利用者負担が上がると読めますが、それは大丈夫でしょうか。

齋藤委員： 提言は変えられないというのであれば、8 ページぐらいいは明確に説明していった方がいいと思います。本当でしたら、保育経費が増えたから保育料を増額する考え方は理解を得られないと思いますが、提言に反映できないのであれば8 ページを直さないといけないと思います。意見集約の22番の通りですが、委員会の開催中に変わっているということは盛り込んでほしいと思います。

清水委員： 提言5については、部会ではほぼ触れてきていない内容だと思います。標準時間と短時間の差を広げるというのは、短時間を選択しやすくすることが望ましいということですが、短時間を下げていくというよりは、標準時間を上げるということに繋がっていく提言ではないでしょうか。短時間を利用しやすくするという中で、今の制度でどのくらいの方が標準時間を選択できるのでしょうか。

保育短時間の人は何人いて、どういう理由で短時間となっているのでしょうか。

保育幼稚園課長： 短時間しか利用できない方もいて、育休の間で、上の子は保育所にいる場合は短時間になります。家庭的保育が8時間を対象としているので、その使い方をされる方がいます。

それから、給食費が出るというので活用されている方もいます。現状、料金差がないということで10パーセント弱が短時間を選択しています。

清水委員： 差を広げると育休・求職中以外の方で短時間を選択できそうですか。

保育幼稚園課長： そういう方が出てくる見込みがあると考えています。

子ども総務課長： 保育の標準時間の保育料は提言1に書いてあります。提言5については、保育短時間の制度が活用できていけませんので、保育短時間の保育料を下げれば8

時間の枠の中で利用されるようになりますが、現状では8時間と11時間の差が大きいとなっていることを言っています。

清水委員： 1日8時間以上週40時間働いていても、保育園に落ちてしまう方がたくさんいます。また、少し時間を減らして働きたい人でも保育所に入れなくなってしまうから働いている方もいます。例えば就業時間を6時間に減らすとそもそも保育所に入れなくなってしまうです。

保育幼稚園課長： 申請の際に就業証明書をつけていただいていますので、8時間の就業時間の方は前後の通勤時間もありますので、標準時間となります。6時間の就労証明書でも通勤を合わせて8時間ではなかなか難しいときは11時間も選択できます。残業が頻繁に発生すると、標準時間を選択しておいたほうが良いということになります。残業の頻度はそれほどでない人も、2,000円より幅があれば、短時間の方が使いやすいという方が選択しやすいようにという方向での提言としています。

子ども総務課長： ここは議論ができておりませんでしたので、意識調査からこういう言葉でいいでしょうかということを入れていきます。

齋藤委員： 実際に預かっている側からすると、短時間でもいい人でも、保育料の差が全くないので、通勤時間が1時間、往復2時間かかると申告すると標準時間にできてしまいます。現場で見ていると6時間でできる人もいます。その時に保育料に全く差がないと、標準時間でとっておいて、早く帰れるときは早く迎えに行くというモラルハザード的なケースはあると思います。

都心では6時間、8時間の比率を必ず設けるという提言にしているところもあります。

清水委員： 一部の人がズルしているために真面目に働いて保育所に迎えに行っている人の保育料が上がるというのはおかしいと思います。

齋藤委員： 逆に、標準時間を今まで議論してきましたが、そこから何パーセント安くするという議論になると思います。もし事務局でできるのであれば、マイナス15%から20%が短時間となるところらを選択する方が出てくるのかと思います。

子育て推進課： 見直す中で広げた設定を考えますということです。

吉永部会長： 最後に提言2について、前回聞いてみたら賛成反対が同数でした。

豊川委員からは、0歳は特別な子育てが必要だという意見が挙げられました。0歳を預けているお母さんは大変で、1週間に1回は小児科に行っていたりなどもある。日本の子どもの死因統計をみると、1歳から4歳、5歳から9歳に比べると、0歳は死亡す

る子どもの数が1桁多い。すごくケアが必要な年齢層です。0歳は特別なケアが必要だということも含めて3区分で提言するというのでいいのかなと思います。

土橋委員： 0歳児の経費負担が大きいので0歳児は別にしたらいいという理論に基づいています。公定価格で最低基準が決まっています。0歳児は3人に1人と決まっています、3対1か、実際はそれ以上にして手をかけてコストをかけています。保育所の人件費比率はおよそ75%と言われていたのですが、0歳児はおそらく、もっと高い人手を割いていると思います。それは国の基準で公定価格が決められていて、国庫支出金、都の交付金となっています。その金額も人件費に見合った金額で出てきています。それを保護者に負担させるのかといえ、それは慎重にならざるを得ないと思います。国も新制度で0歳、1歳、2歳を分けていません。それを踏まえて、0歳を預ける保護者に5千円上限であっても負担増とするならば、しっかりと議論すべきだと思います。前回は半々でしたので、今回ではなく、次回かなと思いましたが、この提言では望ましいと書いてあるので正直びっくりしています。この区分は慎重に2区分でいくべきです。保護者が選択できない中で増額は望ましくないと思います。もし区分するならばきちんとした議論をするべきだと思います。

清水委員： 0歳が全体への負担になっているから、1・2歳と分けるという印象を受けました。財政という観点からは分かるが、だから切り離しましょうというのは違うと思います。よって3区分は反対です。11ページ図表2-7でも3区分に賛成しているのは44.6%ですが、過半数には届いていなくて、それ以外の人の方が多くなっています。

齋藤委員： 3区分について、保育経費に見合った額での区分という考え方は反対です。

小林委員： 新制度の時に2区分ではなく3区分にすると問題がでてくるという話もありましたが、いかがでしょうか。

齋藤委員： 保育経費から逆算すると、配置基準は5歳から0歳まですべて違っています。3対1の人件費としても、給付費も国から出てきています。これを突き詰めていくと、5歳児が一番安い、3歳児はどうなのかという話になってきます。町田市としても上乘せの基準をもっています。やればやるほど利用者負担が増えてしまいますので、手厚くしない方がいいという議論にもなってきます。経費別にすると、全部の年齢区分することになってくると思います。国では2区分での料金設定を示していますので、ここはそれに乗った方がいいと思います。

小林委員： 提言の文言がおかしいということでしょうか。

齋藤委員： 提言 1 より提言 2 にさらに拒否感があります。提言 1 ですと、継続的にするためには持ち出しをどうしようかという議論になるので、そこはわかりますが、区分については、より慎重にして論理的に固める必要があると思います。

保育・幼稚園課長： 今回の国の示している基準も保育料は 2 区分となっています。町田市は 2 号と 3 号の差は国の基準は 3,000 円ですが、町田市ではそれ以上になっています。現在の保育料の考え方についても、一定程度の差をつけていこうという考え方になっています。新制度に移行する前からそういう考え方も盛り込んで設定しています。

小林委員： 現在のシミュレーションでは、0 歳児が 1 歳児になったら下がっています。0 歳児については、突然死などを考慮して配置基準を上げていると思いますが、それを全て利用者が負担すべきだとは思いません。一方で、国も 0 歳から 3 歳と、4 歳から 6 歳という 2 つの区分を明らかに持っています。公定価格とは別として、安全を確保するためにどういうことが必要か、ある程度利用者負担も必要だということがあると思います。0 歳児の金額が 6 歳児の走り回る子どもの保育料と金額と同じでも困ると思います。今、齋藤委員がいうように、公定価格、経費が上がったから、新しいサービスをするから上がるという比例的な直接的な掛け算ではない方が望ましいと思います。ただ、あり方検討部会のスタートが、経費が上がったからどうするかという話ですし、40 万人の税金であり、アンケートでもそれなりの負担はいいのではないかなと なっていますので、0 歳児を区分するという事は全く否定されるわけではないと思います。

齋藤委員： 公定価格という中では、利用者負担率は従来の保育料という名称も含めて変わっています。議論が必要であれば、議論が必要だという書き方しかできないと思います。経費が上がったから分けるというのしか出ていないが、他の論拠があれば全面的に書き直していただきたいと思います。私はそれができないので国の 2 区分がいいと思います。

吉永部会長： あまりこの表現を押し通すというのはよくないと思いますので、0 歳児は 2 区分と 3 区分の両方の意見があったという書き方はできるのでしょうか。

石井委員： お金がかかるからというのではないというのはもっともだと思いますが、客観的に言えば 1 歳・2 歳児と 0 歳児を分ける・分けないということで話をしていますが、保育園に預けている人よりも、預けていない人の方が圧倒的に多くなっています。20%しか 0 歳児で認可保育所、認証保育所に預けていないで、80%が自宅で見えています。20%の人が毎月 30 万円も市から出してもらっているけれども、80%の人は何ももらって

いません。保育所に行っている人が少数派で、少数派の中でどうすればいいのかではなく、保育所を利用していない人も含めた皆さんに理解を得られる保育料設定にすべきではないでしょうか。保育所を利用していない人は、保育所を利用している人に対して、働きながらキャリアも積めて、自己実現もできて、生涯収入も上がるというのでいいなと思っている人もいると思います。標準以上の生活ができる、ある程度以上の所得のある世帯にとって保育料は自身のキャリアの継続、自己実現などのための「必要経費」的な側面もあるので、それ相応な負担をしていただくようにするのも広く皆さんに納得してもらえる考え方のひとつなのではないかと思います。

土橋委員： 保育所は待機児童をゼロにしないでなりません。今できるかどうかは別ですが、預けたい人が全員預けられるようにするのは区市町村の使命だと思っています。利益・恩恵を受けられない人が8割いるという話は、障がい者福祉が障がいをもって人しか受けられないのでという危険な議論になってしまいます。保育所は全員が入れるべき施設で、入れる人も入れない人もいる施設ではないと思います。

熊坂委員： アンケートの中では、どのように子育てしているというのが出ていますが、今の考え方は一つの切り口だけで見ているのかなという気がします。いろいろな子育て、人生の組み立て方があって、いろいろな子育てに対する国の向け方があります。待機児童ゼロで、働きたい方が働ける環境が必要ですが、逆に小さいうちは、自分で面倒見ている人のための制度も整備するべきかと思います。それを取り違えてしまって偏った見方で提言をするとおかしくなってしまうのかなと思います。今回は、この形ではなく、もっと議論を煮詰めていかないといけないと思います。

子ども総務課長： 議論がまだ途中という部分については、11ページの「このため、・・・」という部分やいくつかの部分の言い回しは変えないといけないのかなと思います。

吉永部会長： いくつかの表現は直さないといけないと思います。下の書き方は私と事務局で調整して、子育て会議にもっていきたいと思います。

司会： 提言等については事務局で訂正させていただければと思います。

次回は全体の会議が11月2日となっています。子ども・子育て会議全体の中で共通の形でまとめさせていただきたいと思います。

以上